

亀山市行政手続条例の一部改正（案） パブリックコメント結果（ご意見と市の考え方）

意見の提出人数 1名、意見の件数 5件、意見の反映件数 0件

条	項	意見の要点	市の考え方	修正点
全体		執行者として当事者である市の機関が、申立てた側の意見の「適否」を、適正に判断できる根拠を示すべきである。	行政手続法の一部改正に準じ、当該行政指導等をした行政機関が改めて調査を行います。なお、亀山市行政手続条例第1条に規定する目的に沿って適正に判断してまいります。	修正なし
35		当規定を設けた目的が何なのか説明が必要ではないか。	当規定を設けた目的は、既に亀山市行政手続条例第1条に規定する目的と同じであり、改めて目的は記載いたしません。	修正なし
35	2	行政指導等の中止を求める際に提出する申出書に記載する事項について、「当該行政指導の内容」及び「当該行政指導がその根拠とする法令の条項」の記載は求める側には不要ではないか。	具体的に中止等を求められている行政指導を特定するために記載していただく必要があります。なお、市は、行政指導等の際に当該行政指導等がその根拠とする法令の条項等を具体的に示すよう努めます。	修正なし
36 の2		告発を有効なものにするために、要件を緩和し、解り易くし、実効性を期待できる表現にしてもらいたい。	処分等の求めに対し適切に対応するため、要件等については行政手続法の一部改正に準じています。ただし、提出された申出書が要件等を満たしていない場合であっても、法令等に違反する事実が実際に存在していることが明らか場合には、是正のために適切な措置を講ずるべきであると考えます。	修正なし
36 の2	2	処分等を求める際に提出する申出書に記載する事項について、「当該処分又は行政指導の内容」及び「当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項」の記載は求める側には不要ではないか。	具体的にどのような処分又は行政指導を求めているか把握するために記載していただく必要があります。	修正なし